

令和3年3月作成
令和3年x月改訂
文部科学省JAXA部会

評価対象：Ⅲ．宇宙航空政策の目標達成に向けた具体的取組

（※）「Ⅳ．業務運営の改善・効率化に関する事項」「Ⅴ．財務内容の改善に関する事項」「Ⅵ．その他業務運営に関する重要事項」については、「独立行政法人の評価に関する指針」に記載される「研究開発に係る事務及び事業以外」に該当するため、プロセス・アウトプット・アウトカムを識別した評価方法の対象外とする。（これらについては中期目標管理法と同様の評価の視点を踏まえて評価を行うことを基本とする（参考：7-8頁））

本「プロセス・アウトプット・アウトカム評価の評価基準」の前提及び位置づけ

- 「独立行政法人の評価に関する指針」を変更、又は新たに評価の基準を規定するものではなく、あくまでも「独立行政法人の評価に関する指針」に沿って文部科学省国立研究開発法人審議会JAXA部会が、評価する上での参考とするものである。これまで一部曖昧であった考え方をより明確にすることを目指すものであり、過去の評価との整合性の観点で矛盾は生じないものと整理する。
- 評価においては、アウトカム評価＞アウトプット評価＞プロセス評価の順で優先される（アウトカム評価が困難なものは、アウトプット評価において、アウトプット評価が困難なものはプロセス評価を行う）ことを考慮しながら、総合的に判断するものとする。

「独立行政法人の評価に関する指針」に定める基準

評価基準（「独立行政法人の評価に関する指針（総務大臣決定。平成31年3月12日改定）」より

評定	評定の説明
S	国立研究開発法人の目的・業務、中期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。
A	国立研究開発法人の目的・業務、中期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。
B (標準)	国立研究開発法人の目的・業務、中期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等があり、着実な業務運営がなされている。
C	国立研究開発法人の目的・業務、中期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が求められる。
D	国立研究開発法人の目的・業務、中期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等が求められる。

評定に係る留意事項

評価の時点において、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、困難度が高いものと認められる場合は、評定を一段階引き上げることにについて考慮する。評定を引き上げる場合は、困難度が高いとする合理的な根拠及び評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、具体的かつ明確に記述するものとする。

プロセス評価の評価基準

プロセス評価

S	当初定めた計画(*)について、特に困難だと考えられる計画を達成し、かつ当初の計画に対し、著しく上回る進捗を達成した。(数値目安:120%程度(中長期目標期間中に1年以上短縮等))
A	当初定めた計画(*)について、特に困難だと考えられる計画を達成した。または、当初の計画に対し、著しく上回る進捗を達成した。(数値目安:120%程度(中長期目標期間中に1年以上短縮等))
B	当初定めた計画(*)に対して、概ね計画通り達成した。
C	当初定めた計画(*)を下回る進捗であり、中長期目標期間中の達成が困難。あるいは、法人のマネジメントに原因があり、改善すべき課題がある。
D	当初定めた計画(*)を下回る進捗であり、法人のマネジメントについて、業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要。

* 計画は年度計画及び中長期計画を示す。プロジェクトのプロセス評価においては、スケジュールのみならず、人的リソース、モノ、物品、情報の手当てが十分かどうか、マイルストーンなどの進行管理体制が構築できているかも鑑み、法人全体の総合的なマネジメントが適切かどうかの観点で評価する。

各プロジェクトの目的、目標、開発方針、開発計画等については、文部科学省宇宙開発利用部会での評価対象となっており、JAXA部会では各プロジェクトのマネジメントを超えて、法人としての総括的なマネジメントの観点を重視することとする。法人全体の総合的なマネジメントにより計画の進捗に遅れが生じた場合には、マネジメントに係る情報を適切にJAXAから開示した上で評価するものとする。

** 衛星やロケットの開発中など、通常アウトカム創出が見込めないプロジェクトフェーズにおいて、何らかのアウトプット・アウトカム創出(例えば、開発中技術の他分野応用等)が達成された場合、その成果は、アウトプット・アウトカム評価の考え方にに基づき評価される。

*** 年度計画においては、衛星やロケット等の開発において遅延が生じた場合について、その遅延が、法人のマネジメントに改善すべき課題が生じている場合や、中長期目標期間中の達成が困難になる場合を除いては、遅延が生じたことをもって機械的にC以下の評定とすることは望ましくないと判断する。計画の進捗に遅れが生じた場合には、マネジメントに係る情報を適切にJAXAから開示した上で評価するものとする。

【参考:「困難度」のイメージ(プロセス・アウトプット・アウトカム共通)】(目標策定の際に考慮すべき視点(行政管理局長決定)より)
研究開発業務に係る記載例:超高速・精密計測技術や超解像イメージング・モニタリング技術の開発、テラヘルツ光を実用化のための装置小型化等を目指した発生・制御技術の高度化に関する研究は、技術的にも〇〇や〇〇という困難を伴い、また、本法人に係る現状分析においても、〇〇の観点からも〇〇という困難な面があり、これまで世界でも実現がなされなかったものであるため。

アウトプット・アウトカム評価の評価基準

アウトプット評価

◆プロジェクト型事業の場合（プロジェクトごとのサクセスクライテリア（※困難度を考慮して設定）を参照）

S	(ミニマムサクセス・フルサクセスを概ね達成している上で)エクストラサクセスを達成した
A	(ミニマムサクセスを概ね達成している上で)フルサクセスを達成した
B	ミニマムサクセスを達成している
C	ミニマムサクセスが達成されず、法人のマネジメントに原因があり、改善すべき課題がある
D	ミニマムサクセスが達成されず、法人のマネジメントについて、業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要

◆プロジェクト型事業以外の場合

S	アウトカム評価におけるSに相当する成果の創出、あるいはその創出に対する著しい貢献があった(数値目標があるものについては、数値目標120%以上かつ質的にも特筆すべき成果の創出ないしその創出に対する貢献)
A	アウトカム評価におけるAに相当する成果の創出、あるいはその創出に対する著しい貢献があった(数値目標があるものについては、数値目標120%以上の成果の創出ないしその創出に対する貢献)
B	概ね当初の想定通りの成果が創出されている(数値目標があるものについては、数値目標100%以上の成果の創出ないしその創出に対する貢献)
C	想定を下回る成果や貢献であり、法人のマネジメントに課題がある
D	想定を大幅に下回る成果や貢献であり、業務の廃止も含めた抜本的改善が必要なほど、法人のマネジメントに課題がある

アウトプット・アウトカム評価の評価基準

アウトカム評価

		以下評価軸に向けて、特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等があった。 または、以下評価軸において特に困難と考えられる計画に対し、顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等があった。
S	評価軸	<p>①安全保障の確保</p> <p>○我が国の安全保障の確保に貢献する取組に伴う成果が生まれているか。 【例】 研究開発成果による新たな知見が国や公的機関の基準・方針や取組などに反映され、我が国の安全保障政策の実現及び安全保障能力の向上に著しく貢献している 等</p>
		<p>②災害対策・国土強靱化や地球規模課題の解決への貢献</p> <p>○我が国の災害対策・国土強靱化や地球規模課題の解決に貢献する取組に伴う成果が生まれているか 【例】 研究開発成果による新たな知見・新たなサービスが国や公的機関の基準・方針や取組などに反映され、我が国の災害政策、国土強靱化政策並びに気候変動等地球規模課題の解決に著しく貢献している 等</p>
		<p>③宇宙科学・探査による新たな知の創造</p> <p>○世界最高水準の科学成果の創出や我が国の国際的プレゼンス維持・向上等に貢献する宇宙科学研究、宇宙探査活動、有人宇宙活動等の取組に伴う成果が生まれているか。 【例】 ・科学分野において、世界で初めての成果並びに従来の概念を覆す成果等当該分野においてブレイクスルー、画期性をもたらしている、あるいは、世界最高の水準を達成している ・研究開発成果による新たな知見等が国や公的機関の基準・方針や取組などに反映され、我が国の国際的プレゼンスの向上に貢献している 等</p>
		<p>④宇宙を推進力とする経済成長とイノベーションの実現</p> <p>○新たな事業の創出等の宇宙利用の拡大及び産業振興、宇宙産業の国際競争力強化に貢献するための取組に伴う成果が生まれているか。 【例】 ・当該分野での世界初・成果最高水準の成果の実用化への道筋の明確化等により、事業化に向けて大幅な進展が認められる ・ビジネス領域において、世界で初めての成果並びに従来の概念を覆す成果等当該分野においてブレイクスルー、画期性をもたらしている、あるいは、世界最高の水準を達成している 等</p>
		<p>⑤産業・科学技術基盤を始めとする我が国の宇宙活動を支える総合的基盤の強化</p> <p>○産業・科学技術基盤を始めとする我が国の宇宙活動を支える総合的基盤の強化に貢献する研究開発活動の取組に伴う成果が生まれているか。 【例】 ・各研究開発において、世界で初めての成果並びに従来の概念を覆す成果等当該分野においてブレイクスルー、画期性をもたらしている、あるいは、世界最高の水準を達成している 等</p>
		<p>⑥航空産業の振興・国際競争力強化</p> <p>○我が国の航空産業の振興、国際競争力の強化に貢献するための取組に伴う成果が生まれているか 【例】 ・当該分野での世界初・成果最高水準の成果の実用化への道筋の明確化等により、事業化に向けて大幅な進展が認められる 等</p>
		<p>上述6領域を支えるための取組</p> <p>上述6領域に対し、「国際協力・海外展開の推進」「調査分析」「国民の理解増進」「次世代を担う人材育成への貢献」「プロジェクトマネジメント及び安全・信頼性の確保」「情報システムの活用及び情報セキュリティの確保」「施設及び設備」の取組により貢献できているか</p>

アウトプット・アウトカム評価の評価基準

アウトカム評価（続き）

A	上述評価軸に向けて、顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等があった。または、上述評価軸において特に困難と考えられる計画に対し、成果の創出や将来的な成果の創出の期待等があり、着実な業務運営を行った。
B	上述評価軸に向けて、成果の創出や将来的な成果の創出の期待等があり、着実な業務運営を行った。
C	上述評価軸に向けて、より一層の工夫、改善等を行う必要がある。
D	上述評価軸に向けて、抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等を行う必要がある。

* アウトカム評価においては、成果の社会的インパクトや政策目標への貢献度合い等の観点によって、各委員の知見から、総合的、俯瞰的、かつ状況によっては重点的に評価したうえで、評価項目全体として総合的に評価するものとする。その際、「研究開発成果の最大化」に向けて、好循環の創出を促す評価を行う観点から、「優れた取組・成果等に対する積極的な評価（重みをつけた評価）」、及び「将来性について先を見通した評価（成果創出を見通した期待先行の形で評価）」を行うことができる。

** アウトカム評価に際しては、プロジェクトの性質に合わせてアウトカムの対象範囲を柔軟に設定して評価を行うことができる。（例. 研究開発によるアウトカムの拡大等、法人としての努力ではコントロールしきれないものについて、入口までを対象に評価を行う）

*** マネジメントに係る評価については、マネジメントの実績だけでなく、研究開発成果に対する直接的・間接的寄与を明確にして評価するとともに、年度を積み重ねてレベルが向上する性質のテーマについては、中長期期間終了時の評価の際に、機械的に単年度評価の平均から判断することは望ましくなく、期間全体を踏まえた評価を行うことに配慮する。

**** アウトカム評価において、アウトプットの創出がされているものの、アウトカムが生じていない場合においても、アウトカムが生じていない原因（世の中の状況等）によっては、一定の配慮がされるべき場合も想定されるため、機械的にC以下の評定とすることは望ましくないと判断する。

【参考：アウトカム評価における評価の考え方の3類型（第18回JAXA部会（R2.12.11）で議論）】

- ① イベント型アウトカム評価・・・個々のイベント等単一の成果として評価されるべきもの。例として、R1年度評価においては、はやぶさ2による世界一・世界初の達成など。
- ② 累積型アウトカム評価・・・複数年の努力や成果が蓄積された結果として、一定のレベル以上に達したことを成果として評価すべきもの。例として、R1年度評価においては、ISS・HTVの10年間の成果など。
- ③ プロジェクト型アウトカム評価・・・プロジェクトなど、期限が示された事業について、期間終了後に、取組期間中の成果として総括したうえで評価すべきもの。例として、R1年度評価においては、SLATSの成果など。

- 公費を基盤として活動する法人として共通的なマネジメント(政府方針、財務状況、保有資産の管理・運用、人件費管理、契約、関連法人等)に係る評価については、中期目標管理法に対して示されているものと同様の評価の視点を踏まえて評価することを基本とする。
- ただし、例えば、知的財産の管理、給与水準、人件費、契約、運営費交付金債務に係る事項等、「研究開発成果の最大化」とも関連する事項については、研究開発の特性、当該国立研究開発法人のミッション、業務の特性等を踏まえて別途適切な評価の視点を設定するなど、「研究開発成果の最大化」という第一目的をも踏まえ、「適正、効果的かつ効率的な業務運営」と「研究開発成果の最大化」の両立の実現に資するという観点を十分に考慮に入れて評価を行う。

◆ 定量的な評価が可能な項目

評価基準（「独立行政法人の評価に関する指針（総務大臣決定。平成31年3月12日改定）」より

S	当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。
A	当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる(定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が120%以上、又は定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合)。
B	中期計画における所期の目標を達成していると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の100%以上)。
C	中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%以上100%未満)。
D	中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。

◆ 定量的な評価が適切でない項目

- 「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価をせざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

評価基準（「独立行政法人の評価に関する指針（総務大臣決定。平成31年3月12日改定）」より

S	—
A	困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。
B	目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。
C	目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。
D	目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

【参考：中期目標管理法とは】

「中期目標管理法」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を発揮しつつ、中期的な視点に立って執行することが求められるもの（国立研究開発法人が行うものを除く。）を国が中期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。（通則法第二条）

法人例（文科省所掌）：国立特別支援教育総合研究所、大学入試センター、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、国立科学博物館、国立美術館、国立文化財機構、教職員支援機構、日本学術振興会、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会、日本学生支援機構、国立高等専門学校機構、大学改革支援・学位授与機構、日本私立学校振興・共済事業団